

令和4年度 農林水産関連原油・原材料 価格高騰等対策事業 〈食品加工強化・支援タイプ〉

要望調査期間：令和4年6月28日～7月22日

食品加工事業者等を対象に、原油・原材料価格の高騰等に対応するための機械の導入を支援します。

本事業は、青森県令和4年度6月補正予算に基づいて実施するものであり、今年度限りの事業となります。

青森県

要望調査票の提出先及び問合せ先

青森県農林水産部総合販売戦略課食品産業振興グループ
〒030-0961 青森市長島1-1-1
TEL:017-734-9456
FAX:017-734-8158
e-mail:shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

要望調査票は、電子メール、郵送、FAXいずれかの手段により提出してください。（7月22日当日消印有効）
質問等は、電話又は電子メールでお問合せください。

事業内容

原油・原材料価格の高騰等に対応するため、加工食品の原材料を県産農林水産物へ切り替える取組や、県産農林水産物を原材料とした新たな加工食品の製造等に加え、県産農林水産物を使用した加工食品についてコロナ禍で変化した消費者ニーズを捉えた商品への転換等に必要な加工機械の導入を支援します。

対象品目	県産農林水産物を原材料とした加工食品
事業実施主体	食品加工事業者等(食品加工部門を持つ法人、新たに食品加工に取り組む農林漁業者等)
補助対象	包装機、裁断機、充填機、急速凍結機、冷蔵庫、乾燥機、殺菌機、洗浄機、選別機等の機械設備の導入(これらの機械の導入の際に必要な付属機器、運送料、搬入据付費、現地調整費等に要する経費を含む) ※導入する機器設備は原則新品で20万円以上のものに限る
補助率	税抜き価格の2分の1以内
補助上限額	1事業主体当たり5,000万円
採択要件	1 以下の①、②、③、④のいずれかに該当する取組であること。 ① 加工食品の主な原材料について、県産農林水産物へ切り替える取組 ② 加工食品の主な原材料について、県産農林水産物の使用量を2割以上増加させる取組 ③ 県産農林水産物を主な原材料とした新たな加工食品を製造する取組 ④ 県産農林水産物を主な原材料とする加工食品について、コロナ禍で変化した消費者ニーズに対応した商品に改良し製造する取組 2 県内に本社又は製造に携わる拠点を有すること。
成果目標の設定	以下のいずれかの目標を設定した事業実施計画を策定すること。 なお、目標年度は令和6年度とする。 ○主な原材料を県産農林水産物へ切り替えた加工品の製造 ○対象製品における県産農林水産物の使用量を令和3年度より2割以上増加させる ○新たな県産農林水産物を原材料とした加工品の製造 ○県産農林水産物を原材料とする加工食品を、コロナ禍で変化した消費者ニーズに対応させ改良した商品の製造

取組例

(1) 県産原材料切替タイプ

- サバから県産イワシに切り替えた一夜干しを製造するため低温乾燥機を導入
- 県外産から県産タマネギに切り替えた冷凍バラ焼きを製造するため真空包装機を導入
- 海外産から県産牛肉に切り替えたハンバーグを製造するためミートチョッパーを導入

(2) 県産原材料増加タイプ

- 県産トマトの使用量を2割増加させるためトマトジュース用充填機を導入
- 県産ナガイモの使用量を3割増加させるためカット野菜用裁断機を導入
- 県産ホタテの使用量を4割増加させるためトンネルフリーザーを導入

(3) 県産原材料を使用した新商品タイプ

- 新たに県産米を原料とした米粉を製造するため粉碎機を導入
- 新たに県産サクランボを原料とした冷凍フルーツを製造するため急速凍結機を導入
- 新たに県産ワラサを原料とした商品を製造するためフィレマシンを導入

(4) 消費者ニーズ対応タイプ(県産農林水産物を原材料に使用)

- 業務用から家庭用商品に転換するため少量パック包装機を導入
- 家庭で手軽に食べられるサバ加工品のためレトルト殺菌機を導入
- ECサイト向け冷凍野菜のため急速凍結機を導入

留意事項

- 本事業は、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に係る予算を財源としており、会計検査院の検査対象となります。
- 事業終了後3年間、各年度における事業成果報告書の提出義務があります。
- 導入した機械等については、耐用年数が経過するまでの間、適切に管理運営することが義務付けられます。無断で処分や売却、譲渡、貸付等を行うことは認められません。
- パソコン等、本事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械は補助対象外となります。
- 導入する機械等は、経営規模等に照らし合わせ、過剰な能力とならないものとする必要があります。既存機械等と同程度の能力の機械等の導入(いわゆる単純更新)は認められません。

事業の流れ

(時期は若干前後する場合があります)

①要望調査(6月28日～7月22日)

- ・期日までに要望調査票を提出してください。
- ・必要に応じてヒアリングを行います。

②採択結果通知及び割当内示(8月下旬頃)

- ・要望調査の結果についてお知らせします。
- ・採択となった場合は、③以降の手続を進めていただくこととなります。

③交付申請(②の後、速やかに)

- ・県が指示する様式により、交付申請書を提出してください。
- ・これを受けて、県から交付決定通知書を送付しますので、保管してください。

④事業着手(交付決定後)

- ・交付決定を受ける前の事業着手は、原則認められません。
- ・本事業における着手とは、「販売店等への見積り合わせの依頼」や「入札公告」等の行為を指します。
(交付決定前に着手する必要がある場合は、事前に県に御相談ください。)

**「3者以上への見積り合わせ」又は「一般競争入札」により、事業費の節減に努める必要があります。
これらが難しい場合は、事前に県に御相談ください。**

⑤事業完了(年度内完了が必須)

- ・本事業における完了とは、機械の納品を指します。
- ・完了後は、完了から1か月以内または令和5年3月31日のいずれから早い日付までに、県へ実績報告書を提出してください。